

須崎市公共下水道施設等運営事業

審査講評

平成31年2月8日

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）は、須崎市公共下水道施設等運営事業（以下「本事業」という。）に関して、優先交渉権者選定基準（平成 30 年 8 月 15 日公表）に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評をここに報告します。

平成 31 年 2 月 8 日

須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会
委員長 藤原 拓

目 次

1 審査委員会の構成.....	1
2 審査委員会の開催経過.....	1
3 審査の方法.....	2
4 審査の結果.....	2
(1) 参加資格審査.....	2
(2) 競争的対話.....	2
(3) 提案審査.....	3
5 審査講評.....	6
(1) 技術審査評価の講評.....	6
(2) 総評.....	8

1 審査委員会の構成

審査委員会の構成は、以下のとおりである。

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	藤原 拓	高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授
副委員長	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部 下水道経営企画課長
委員	片岡 裕明	高知県 土木部 公園下水道課 課長
委員	横畠 浩治	須崎市 副市長
委員	西森 茂幸	須崎市 環境保全課 課長
委員	岡村 茂	須崎市 建設課 課長

2 審査委員会の開催経過

審査委員会の開催経過は、以下のとおりである。

日程	委員会	主な協議・実施事項
平成30年8月8日	第1回審査委員会	・優先交渉権者選定基準
平成31年1月9日	第2回審査委員会	・応募者へのヒアリング ・提案審査
平成31年1月31日	第3回審査委員会	・提案審査 ・最優秀提案者の選定 ・審査講評作成

3 審査の方法

審査は、事業者の参加資格を審査する「参加資格審査」及び、提案内容等を審査する「提案審査」に分けて実施した。

「参加資格審査」では、応募者の参加資格について、市が募集要項（平成30年8月15日公表、一部修正版平成30年9月21日公表）の参加資格要件に基づき審査を行った。

「提案審査」においては、市が基礎審査及び提案価格の確認を行い、審査委員会が優先交渉権者選定基準に基づき、具体的な提案内容の審査及び評価を行った。

なお、審査及び評価の終了まで、市は審査委員会に対して応募者名を提示していない。

4 審査の結果

(1) 参加資格審査

平成30年9月14～21日に、応募者として1グループから参加表明書（参加資格確認申請書等を含む）の提出があり、募集要項に示す参加資格の要件の具備について審査した結果、同グループが参加資格を有していることを確認し、平成30年9月27日付けで、参加資格の審査結果を市から同グループへ通知した。

(2) 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市の方針と応募者の理解との間に齟齬を生じさせないようにすること、提案における要求水準未達成を防ぐこと、応募者からの提案（要求水準書の変更提案、附帯事業の提案、任意事業の提案等）の妥当性を確認すること等を目的として競争的対話を行った。

第1回競争的対話は平成30年10月5日、第2回競争的対話は平成30年10月29日に開催した。各回の協議事項は次のとおりである。

回	主な議題等
第1回 (平成30年10月5日)	要求水準書の変更提案受付対象部分（赤枠）に対する変更提案 附帯事業に対する提案 任意事業に対する提案 提案概要書その他の項目 事業の安定性に関する確認事項 クリーンセンターの人員配置について 財務確認事項 モニタリング基本計画 仕様書発注について その他
第2回 (平成30年10月29日)	第1回競争的対話内容の確認 その他

(3) 提案審査

ア 提出書類の確認

平成30年12月17日付で、参加資格を有するグループから提案書が提出された。同グループの提出書類が、すべて募集要項の指定どおりであることを市で確認した。

イ 基礎審査

基礎審査の対象となったグループの提案内容が要求水準をすべて満たしていることを市が確認し、第2回審査委員会で報告した。

ウ 技術審査

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、応募者名を伏せて、技術審査を行った。技術審査については、以下の3段階の基準により評価を行った。

評価	評価指標	加算割合
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.50
C	優れている点が認められない(要求水準を満たす程度)	配点×0.00

技術審査の結果は、以下のとおりである。

別表1 技術審査の結果

評価項目	評価項目と配点		応募者
	評価の視点	配点	得点
. 運営権事業の基本方針に関する内容			
1.1 事業実施方針	SPCの経営方針について評価する	5	5
1.2 事業実施体制	SPC側における役割分担と、関係者間の連携・統括力について評価する	5	5
1.3 収支計画等の妥当性	下水道事業の安定化について収支計画の前提条件と収支内容の妥当性について評価する	10	7.5
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	経営上の主なりスクに対する認識と対応方針の妥当性について評価する	10	10
小計		30点	27.5点
. 運営権事業経営に関する内容			
2.1 経営目標達成に関する妥当性	経費回収率達成のための考え方について評価する(要求水準書 2.1)	10	10
2.2 計画関連業務等に関する実効性・実現性	要求水準書 2.2 に示す業務の実効性について評価する	10	7.5
小計		20点	17.5点
. 施設運営に関する内容			
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	要求水準書 4.2 に示す目標値達成のための考え方や工夫について評価する	10	10
3.2 終末処理場施設に関する運営の工夫	終末処理場の運転管理及び維持管理に関する工夫について評価する	5	5
小計		15点	15点
. 附帯事業経営に関する内容			
4.1 附帯事業に関する有効性	収益増加及び支出減少に資する提案について評価する	10	7.5
小計		10点	7.5点
. 包括的民間委託業務に関する項目			
5.1 漁業集落排水処理施設	同種業務における実績について評価する	3	1.5
5.2 クリーンセンター等	同種業務における実績について評価する	2	2
小計		5点	3.5点
. 競争的対話による提案項目			
6.1 要求水準の変更提案	低廉な事業計画と持続的運営の観点から要求水準書の修正提案の有無及び内容について評価する	10	5
小計		10点	5点
. 地域貢献に関する項目			
7.1 下水道事業における地域貢献	下水道事業における、地元企業の関与等と地域に根差して本事業に対して取り組もうとする姿勢について評価する	4	4
7.2 任意事業における地域貢献	任意事業における、地域貢献に資する提案について評価する	4	2
7.3 クリーンセンター等における地域貢献	クリーンセンター等における、市への社会貢献と、地域経済への波及効果について評価する	2	1
小計		10点	7点
合計		100点	83点

エ 総合審査

総合審査は、技術審査に基づく点数（以下「技術評価点」という。）と、応募者の提案したサービス対価及び運営権対価を基に、次の方法によって求めた。

- ・標準点（100点）に技術評価点を加えたものを、当該応募者の評価価格（消費税相当額を除いた額。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。
- ・評価値 = (標準点 + 技術評価点) / 評価価格 × 1,000,000,000（小数点第5位以下切り捨て）
- ・評価価格 = 提案されたサービス対価 - 提案された運営権対価（0円以上）

審査の結果は次のとおりである。

項目	応募者
標準点	100点
技術評価点	83点
評価価格 （消費税及び地方消費税を含まない）	1,082,835,000円 （提案されたサービス価格：1,082,835,000円） （提案された運営権対価：0円）
評価値	169.0008点

オ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、下記応募者を最優秀提案者として選定した。

なお、応募者が1者であった場合は、本事業における市のメリットを考慮して、160以上の評価値である場合に最優秀提案者として決定することとしていたが、応募者は当該条件を満たしていた。

- ・代表企業 株式会社NJS
- ・構成員 株式会社四国ポンプセンター
日立造船中国工事株式会社
株式会社民間資金等活用事業推進機構
株式会社四国銀行

5 審査講評

(1) 技術審査評価の講評

ア 運営権事業の基本方針に関する内容

評価項目	審査講評
1.1 事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の下水道事業が厳しい経営状況にあることや、本事業の特徴が認識された上で、運営権導入により全国初の先導的モデルとすることが示されている。
1.2 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・部署別の配置人数や責任者が明示されており、事業者側における役割分担が明確である。 ・事業を実施するための組織運用等が示され、関係者間における連携・統括力が期待できる。
1.3 収支計画等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画や資金調達条件との整合性があり、市の財政負担の平準化に配慮した計画となっている。 ・各年度の累積資金収支ベースの資金繰りと当該年度の費用を比較した場合の余裕度は小さい。
1.4 リスクに対する対応方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支不測発生時における構成員の支援方針が示されている。 ・構成員や業務受託者が履行能力低下等に事態に対して、早期に問題を把握する仕組みや、当該事態が発生した場合の他の構成員の支援方針が示されている。 ・不可抗力発生について、BCP作成や、その中での事前対策の明確化等が示されている。 ・コンプライアンスについて、マニュアル策定や、その周知方法等が示されている。

イ 運営権事業経営に関する内容

評価項目	審査講評
2.1 経営目標達成に関する妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費回収率について、現時点で考えられる設定条件のもと、基準以上の目標値が示されている。 ・目標とする経費回収率を達成するための建設改良費、維持管理費、増収の具体的な提案が示されている。
2.2 計画関連業務等に関する実効性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画関連業務について、下水道の事業経営を頂点として、実現化の手段、分野計画、実施計画等のピラミッド構造が示されており、計画業務に関する全体像としての合理的な提案があった。 ・PDCAサイクルを回す達成目標の提案があったが、提案書に具体的な数値は示されていない。 ・法手続きに関する各種計画に対するスケジュール及び関連性が示されており、実現性について評価できる。

ウ 施設運営に関する内容

評価項目	審査講評
3.1 管渠施設に関する運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須項目を達成するための様々な具体的手法について示されており、評価できる。 ・ 不明水対策について、総合的な提案があった。 ・ 要求水準に示された項目に関して、関連性を明示したうえで、概ね目標値が示されている。
3.2 終末処理場施設に関する運営の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理について、各設備に管理する内容と新技術による効率化が示されている。 ・ 維持管理について、情報管理とストックマネジメントの関連性と、今後の財政負担の軽減について示されている。 ・ エネルギー管理について、処理場の特性にあわせた具体的な内容が示されている。 ・ 危機管理については、職員の安全を前提に具体的な行動計画が示されている。

エ 附帯業務に関する内容

評価項目	審査講評
4.1 附帯事業に関する有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面整備の推進による収入増加方策について示されている。 ・ 水洗化促進、下水道資産の有効利用についての具体的な内容が示されている。 ・ 支出削減については複数の提案はあったが、経費削減額に対する根拠が十分ではなかった。

オ 包括的民間委託業務に関する内容

評価項目	審査講評
5.1 漁業集落排水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同類業務の実績はあるが、漁業集落排水処理施設維持管理業務の実績はない。
5.2 クリーンセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同種業務の実績がある。

カ 競争的対話による提案項目

評価項目	審査講評
6.1 要求水準の変更提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各項目について、複数の変更提案があったものの、低廉な事業計画の提案はなかった。

キ 地域貢献に関する項目

評価項目	審査講評
7.1 下水道事業における地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画、地元雇用、地元企業からの調達についての提案があった。 ・地域に根差した活動として情報開示を積極的に行うとの提案があった。
7.2 任意事業に関する地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の提案はあったが、具体的な目標値などが示されておらず、全体的に構想レベルのものが多い。
7.3 クリーンセンターに関する地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元雇用について、明記されている。 ・災害時応援等に係る市との連携についての提案がなかった。

(2) 総評

審査委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、応募者を最優秀提案者として選定した。応募者は1企業体であったが、限られた期間の中、様々な条件をクリアすることを求めたため、提案にあたっては困難な作業であったと推察され、提案書作成にあたる努力に対し高く評価している。応募者からの提案は、須崎市公共下水道事業の経営改善に向けた提案内容であるとともに、本事業に対する意気込みを感じさせるものであった。この度、改めて応募者の方々に敬意を払うとともに感謝する次第である。

本事業は、地方の小規模自治体が試みる国内で初めての下水道における公共施設等運営権制度を活用するPFI事業（コンセッション事業）である。そのため、市と最優秀提案者が経験とノウハウを持ち寄り、適切な意思疎通のもと、他の小規模自治体のモデルとなるような、新たな公共下水道事業を築いていくことを期待している。

今後、最優秀提案者として選定された応募者が、市と実施契約を締結し、本事業を実施するにあたり、審査委員会から評価された具体的な提案内容を確実に実行することは当然のこと、本事業をさらにより良いものとするため、特に以下の点について留意されることを要望する。

- ・須崎市及び地域の関係者と、緊密で良好な協力関係を構築すること。
- ・須崎市内在住者の優先的雇用と、地元（県内）企業の参画や積極的な活用を図ること。
- ・本事業は、公共下水道の污水管渠を含むコンセッション事業の第一号案件として、注目度の高い事業である。今後、国内の地方公共団体が公共下水道の污水管渠を含むコンセッション事業を実施する際の、参考事例となるよう情報発信に努めること。
- ・本事業は、コンセッション事業と包括的民間委託等の業務を組み合わせることにより、効率化できる事業となっているため、その効果が最大限発揮されるよう留意すること。
- ・提案のあった附帯事業及び任意事業については、早期に具体的な調整に着手し、できるものから事業化を進めること。

最後に、最優秀提案者は須崎市公共下水道事業の経営改善のため、優れた事業運営能力を遺憾なく発揮し、須崎市民のニーズに合致した質の高い公共サービスを提供するために尽力されるよう期待して、総評とする。